

## **第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項**

**古河市景観計画**

### **7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針**



## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号口関係)

### 7-1 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観計画区域内にある道路や河川等の公共施設のうち、良好な生活の舞台づくりを図る上で特に重要なものについては、景観法第8条第2項第5号の口に基づき<sup>\*</sup>景観重要公共施設と位置づけ、公共施設管理者等との連携を図りながら、良好な景観形成に向けた整備に取り組みます。

<sup>\*</sup>景観法第8条第2項第5号口に基づく景観重要公共施設とは、同条の定めによる以下の特定公共施設

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑦ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧ その他政令で定める公共施設

であって、特に良好な景観の形成に重要な施設を言います。